

○鹿児島大学大学院共同獣医学研究科長期履修学生制度に関する申合せ

令和7年2月7日

共同獣医学研究科長裁定

「鹿児島大学大学院共同獣医学研究科の履修方法等に関する規則」(平成30年共獣研規則第7号)第18条第2項及び「鹿児島大学長期履修学生制度に関する取扱要項」(平成16年12月21日学長裁定)に基づき、長期履修学生制度の運用に関して次のように申し合わせる。

1 申請手続

- (1) 長期履修学生として認定を希望する者は、長期履修学生申請書(別記様式第1号)、長期履修学生を希望する理由書(別記様式第2号)、履修計画及び研究計画書(別記様式第3号)、その他の必要な書類を学年開始前の所定の期間内に研究科長に提出するものとする。
- (2) 履修計画及び研究計画書(別記様式第3号)の提出にあたっては、事前に指導教員の承認を得るものとする。

2 申請期間

長期履修学生制度の申請期間は、新入生にあつては入学手続時、在学生にあつては原則、学年開始前の所定の期日(4月入学者は2月末日、10月入学者にあつては8月末日)までに申請するものとする。

3 認定

長期履修学生としての認定は、研究科教務委員会の議を経て、研究科教授会で審議し、承認された者について学長に認定の申請を行う。

4 長期履修期間

- (1) 長期履修学生として、修業年限等を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間は、年を単位とし、標準修業年限の2倍の期間を超えることができない。
- (2) 在学途中から長期履修を認められた者の長期履修期間は、標準修業年限のうち未修業年限の2倍の期間を超えないものとする。

5 履修形態の変更

- (1) 長期履修学生が長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、長期履修学生変更申請書(別記様式第4号)を学年開始前の所定の期間(4月入学者は2月末日、10月入学者にあつては8月末日)内に研究科長に提出するものとする。なお、提出するにあたっては、事前に指導教員の承認を得るものとする。
- (2) 長期履修学生から長期履修学生変更申請書の提出があった場合、研究科教務委員会の議を経て、研究科教授会で審議し、承認された者について学長に認定の申請を行う。

6 その他

- (1) 授業科目等に名称変更が生じた場合は、協議の上、他の科目等に読み替えることができる。

- (2) 長期履修学生として認定が許可された者は、修業年限短縮の申請を行うことができない。